

ニホンジカの保護管理に関する重要課題と対応の方向性

基本認識

- 過去 10 年以上にわたる取組は、ニホンジカ個体数の増加を遅らせ、一部地域では抑制していると考えられるが、全国的には引き続き個体数の増加と分布の拡大が続いており、減少傾向への転換は達成されていない。
- したがって現時点で最も重要な基本的課題は、捕獲圧を格段に強化し、増加傾向を減少傾向に転換させた上で、個体数を望まれる水準まで低下させることである。

主要課題と対応の方向性

- ・ 最も重要で優先的対応が必要だと考えられる課題に絞って提示した。
 - ・ 基本的に都道府県による対応を想定している。国レベルでの課題に関しては（国）と表記した。
 - ・ 対応の方向性については、すぐに対応すべきもの（A）、第 11 次の鳥獣保護事業計画期間中に対応すべきもの（B）、さらに長期間を要するもの（C）として示した。
 - ・ なお、全ての課題において予算措置の強化及びその強化に向けた方策の検討が必要と考えられるが、個別の課題の中では触れていない。
- 1 個体数の低減が達成されていない。
 - 1-1 ほとんどの地域で捕獲総数が不足している。またメスの捕獲比率がまだ低い地域がある。
 - 可能な限り捕獲総数を増やすという立場で、捕獲目標値の再検討、実施可能な捕獲推進策の検討を行い、具体化して提示する。捕獲目標数を遙かに上回った捕獲を行っても個体数が減少していないケースが多いことに留意。（A、B）
 - メスの捕獲比率が低いところでは、これまでのメス捕獲促進策の精査などその原因を検討し、狩猟規制緩和、普及啓発、許可捕獲における金銭的インセンティブのあり方などを検討する。（A、B）
 - 個体数が減少し始めても捕獲圧の強化を怠れば、すぐに増加傾向となることに留意。減少傾向に移行したために捕獲に関わる予算を削減したため、再び増加した例がある。
 - 1-2 現行制度の下での狩猟の規制緩和の効果が限界に近づきつつある可能性がある。また、狩猟者の減少と高齢化の進行による捕獲の担い手減少により、将来的に捕獲数増加が期待できなくなる。

- 残された狩猟の規制緩和等の手段を検討する。(A、B)
- 狩猟免許取得の促進など捕獲従事者確保の努力を引き続き続けると共に、技術講習や現場の捕獲体制（準備－捕獲実施－捕獲個体の処理－記録の作成までを含む一連の体制）の整備等により、適切な捕獲実施と一人あたりの捕獲数の増加を図る。捕獲数の多い捕獲作業従事者はごく少数で、圧倒的多数は少数の捕獲に留まるか、全く捕獲できていないという現状の改善を図る。(A、B 国の関与も必要)
- 現在の制度的な枠組みの変更を含む新たな仕組みを検討する。(国、C)

1-3 分布周辺や新たな分布拡大地域での対応が遅れている。

- 特定計画実施における捕獲圧の加え方を検討する。(A、B)
- 被害等がまだ問題となっていない地域も放置せず、地域社会への普及啓発、捕獲体制と捕獲技術普及など、早期の対応策をとる。(A)

1-4 高山帯をはじめとしたアクセスの困難性、土地の所有権や管理権などの社会的要因により捕獲が進まない地域がある。この様な場所が供給地となり個体数を抑制できない場合がある。

- アクセス困難地での捕獲対策を検討し、実行の可能性を追求する。(A ケースによっては国の関与も必要)
- 土地の管理機関等多様な関係者との協議と連携を進め、シカコントロールへの様々な主体の参画を求める。(A、B 国の関与も必要)

2 特定計画における目標設定と目標の具体化に問題のあるケースが見られる

2-1 被害や生態系影響をある水準まで低減することが本質的な目標、密度や個体数の目標はその目安、捕獲数目標はそれを達成するためのもの、といったことが正しく認識されていないことからくる「目標」の取り違えがある。(A)

- 捕獲数目標の達成だけで計画が達成されたと結論づけない。捕獲によって密度や個体数が減少したか、減少によって被害軽減や生態系影響の緩和・回復が進んだかをチェックする。(A、B)
- 計画の中で、個体数低減のために必要な捕獲数目標と現状で達成可能な捕獲数を混同しない。現状で達成可能な捕獲数が少なく、両者に乖離がある場合には、そのことを明記して政策的・政治的課題として提起する。(A)

2-2 総数としての捕獲目標はあっても、年度別や地域別にどう進めるかといった内容の具体化が行われていないケースがある。

- 捕獲の実態を再検討し、年度別・地域別の捕獲目標の具体化を図る。(A、B)

- メスの捕獲数目標あるいはメスの捕獲比率目標を設定する。(A)
 - 2-3 推定個体数の不確実性および過小推定の可能性を織り込んだ計画の遂行が必要である。
 - 順応的管理への理解を行政関係者等へ広げ、計画期間の途中でも修正ができる仕組みをあらかじめ用意しておく。(B)
 - 初期に多めの捕獲数を設定し、捕獲に対する個体群の反応を早めに把握して計画の修正を図るなどの工夫を行う。(B)
 - 2-4 被害防除が重要であることは当然であるが、個体群管理や被害防除施策に生かすことができる被害動向の把握を行うことが、まず必要とされる。(A、B)
 - 集落単位でのアンケートなど、行政的に実施可能な手法により被害発生や被害強度などを把握することを検討する。(A、B)
- 3 科学性と計画性を持った充実した管理計画の策定と施策実施という点で改善が必要な課題や地域が多い。
- 3-1 計画策定が行政的なルーチン作業化している地域が見られる。
 - 専門家を加えたデータの具体的な検討に基づく論議により計画を練り上げる作業、計画を作り上げるプロセス、実施結果を毎年検討する作業を重視し充実させる。(A、B)
 - 検討会の役割を明確にし、検討・論議すべきテーマを明確にした実態のある検討会とする。形式的な検討会の運営を行わない。(A)
 - 生物一般ではなく、哺乳類の個体群生態学を理解し、保護管理問題を論議できる専門家を、検討のプロセスと検討会に必ず加える。(A)
 - 3-2 県・市町村・国（環境、林野等）などの機関間、行政の部局間、隣接する市町村や都府県などの地域間の調整と連携がまだ十分とられていない。
 - 情報の共有、進行している事態と対応の基本方向に関する認識の共有、目標の共有を図る。(A、B 国の関与も必要)
 - 特にコントロールに関しては、特措法における市町村の実施計画等が特定計画の中に位置付けられ、具体的目標を共有することが重要である。(A、B)
 - シカを増やさない、寄せ付けないという環境管理の方向性を踏まえ、長期的な森林施業、農業施策、地域計画の中に生物多様性保全とシカ管理の視点を具体的に盛り込むことを働きかける。(C)
 - 3-3 計画を実行するために、コントロールをはじめとした管理の担い手確保、広域捕獲体制作り、地域のコーディネーター育成、新しい捕獲技術の導入と普及などの取組が行われてきたが、まだその広がりや成果は限定的である。

- それぞれの地域で何が欠けているか、何が最も必要かを検討し、具体的な取組に挑戦する。(A)
- TPO を踏まえた適切かつ効果的、効率的な捕獲となっているかを点検・分析し、適切な技術の普及と実施体制の改善を図る。(A)
- 現在の制度的な枠組みを超えた新しい手法や仕組みの導入を検討する。(C、国)

4 モニタリングは特定計画の策定と実行に必要な作業として定着しているが、予算削減を背景として縮小が進み、科学性の確保に支障が生じている。また、データの必要性の優先度を考慮した適切なモニタリングが求められている。

4-1 モニタリングのあり方に対する理解が不十分なため、必要なモニタリングが行われなかったり、得られたデータが活用できなかったりするケースがかなりある

- モニタリングによって何を明らかにするかを考え、必要な情報の整理と優先順位付けを行う。(A)
- 実施するモニタリングについては、それぞれ最低限必要な内容と精度、実行可能な実施体制、調査規模を事前に検討し、利用できるデータの収集に努める。厳密さを追求しすぎると必要な質と量の資料が得られないことがしばしばある。(A)
- 専門家の参加・指導が必要な項目と行政調査として実施すべき項目があることを認識し、まずは后者の充実を図る。(A)
- まず第一に必要なとされる基本的で確実なデータは、捕獲実績に関わることである。捕獲数と捕獲個体の性別の情報は必須であり、捕獲場所の情報も必要性が高い。これらのデータの収集、集計、保存を確実にする。特に性が不明という報告にならないよう徹底する。(A)
- モニタリングの重要な目的は動向・変動の把握なので、データ内容の継続性と統一性の確保、資料の保管体制が重要である。担当者や調査者が頻繁に変わる状況がある場合は、この問題に特に注意を要する。(A)

4-2 モニタリング結果を施策の実行と計画の修正に生かしきっていないケースが見られる。

- モニタリング結果のフィードバックプロセスを具体的に。(A)
- 5年ごとの特定計画見直しだけでなく、毎年の実行計画の修正にもモニタリング結果を活用する。(A)